

すくも 市議会だより

第103号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、令和二年九月八日に開会し、十八日間の会期で九月二十五日に閉会しました。

第三回（九月）定例会日程

9月8日（火）	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
9日（水）	休会	議案等精査
10日（木）	休会	議案等精査
11日（金）	休会	議案等精査
12日（土）	休会	
13日（日）	休会	
14日（月）	本会議	一般質問
15日（火）	本会議	一般質問
16日（水）	本会議	一般質問、議案質疑
17日（木）	休会	委員会審査
18日（金）	休会	委員会審査
19日（土）	休会	
20日（日）	休会	
21日（月）	休会	
22日（火）	休会	委員会審査 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会
23日（水）	休会	
24日（木）	休会	
25日（金）	本会議	

市長から提出された議案は、専決処分議案一件、「令和元年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十三件、「令和二年度一般会計補正予算」など予算議案十一件、「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例」など条例議案五件、その他の議案十七件の合計四十七議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十三件を除いて、いずれも原案どおり承認・可決されました。

が不採択、「公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情」が趣旨採択となりました。最終日には議員から「公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」が提出され、可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

十四日、十五日、十六日には市政に対する一般質問が行われ九人の議員が質問に立ちました。また、十六日には議案に対する質疑が行われました。議会に提出された陳情は、「国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書決議のお願い」

◎一般会計（議案第十五号及び議案第四十七号）

今回の補正予算は、総額で

三十四億九千四百五十万四千円が増額補正され、累計で二百二十五億六千八百九十一万二千円となりました。

（歳出の主なもの）

- 新庁舎建設工事費
二十六億六千七百一十六千円
- ふるさと納税関連経費
一億五千四百四十一万八千円

○マイナンバーカード普及促進事業
……一億五千六十六万九千円

○宿毛市住宅耐震改修促進費補助金
……四千六百六十七万三千円

○宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
……二千万円

条例

◎議案第二十五号「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例」

マイナンバーカードを活用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう本条例の一部を改正するものです。

◎議案第二十七号「宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例」

片島公民館を解体撤去することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第三十号から第三十三号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する条例」

土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町の四市町村との間で個々に締結した「定住自立圏の形成に関する協定」の一部を変更することについて、議会の議決すべき事件に関する条例第二条第二項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十四号「工事請負契約の変更」について

令和元年七月三日の議会決議を受け契約締結した「小深浦高台造成工事」について、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第四十三号から第四十六号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うには本計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。



陳情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第9号	国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書決議のお願い	不採択
第10号	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情	趣旨採択

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計の決算認定	継続審査
第14号	令和二年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、介護保険事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計の補正予算	原案可決
第24号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	宿毛市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第27号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第28号	宿毛市家庭の保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第29号	土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第30号	工事請負契約の変更について	原案可決
第33号	市道路線の認定について	原案可決
第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第35号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第46号	意見書案	原案可決
第1号	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書	原案可決
第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第三回(九月)定例会の一般質問は、十四日、十五日、十六日の三日間に九人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

高速道路について

問 中村宿毛道路開通後の現状、通勤時間帯の混雑、騒音等問題はなにか問う。

答 国土交通省の調査によると、平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジ間及び並行する国道五六号の合計の交通量は、一日当たり約一万五千台で、その約五割にあたる七千四百台が中村宿毛道路を利用している。国道五六号平田交差点の交通量は五割減少し、和田インターチェン

ジでは信号サイクルタイムの調整で滞留が緩和した。また、宿毛市斎場付近に目隠し柵が設置されていなかったため、国土交通省と協議し、年内完成を目指して設置すると聞いている。

問 今後の延伸状況について問う。

答 四国横断自動車道、宿毛・内海間は、市街地との接続性を優先するバイパス案のルート帯と宿毛新港周辺のインターチェンジ配置案が示されている。現在は都市計画環境アセスメントを進めるための調査を実施中であり、早期事業化が図られるよう国に要望していく。

問 宿毛が単なる通過点にならないための対策を問う。

答 沿線地域が単なる通過点になる懸念がある一方で、より早く宿毛市に來られるので観光資源の魅力を積極的に情報発信し、西南地域の市町村や各観光施設とも連携し目的地としての誘客促進に取り組み。必ず宿毛に寄らないと損をするような意識をもってもらえるようなまちづくりに取り組み。

新型コロナウイルスにおける健康対策について

問 相談件数とその対策を問う。

答 健康に関するホットラインに二百四十四件の相談があり、新型コロナウイルス感染症に対する不安等が八十八件となっている。多岐にわたる個別の相談には具体的な感染対策の方法をお伝えしている。また、広報などで子供の心への対応、大人の心のセルフケアを周知した。今後も国や県との連携を図りながら市民の不安解消に努める。

問 現在のがん検診、特定健診の受診状況と感染対策、受診機会の提供対策を問う。

答 肺がんの検診者数は微増、

その他の健診は全て減少している。受診者数が減少した要因としては、四月、五月の集団健診を延期したことや、広いスペース確保のための会場変更により受診の機会を逃してしまった方、感染リスクを考へ受診を控えた方がいたことが考えられる。

宿毛文教センターや宿毛市総合運動公園で実施している集団健診は、今年度はあと三回となっている。会場内の感染予防の対策を行い、受診者にも感染予防対策についてお知らせしている。安心して受診していただきたい。



山上 庄一 議員

街路樹の在り方について

問 市長は、現状の街路樹をどのように感じているのか問う。

答 街路樹は、沿道との景観の調和を図り、地域の美観風致の向上に加え、歩行者交通

と自動車交通を分離し、歩行者の車道横断や飛び出しの防止、運転者の視線誘導、自動車の衝突緩和、木陰形成、そして雨天時の水はね防止など様々な役割を果たしている。

問 問題は、街路樹及び雑草が死角をつくっていることや、まちがきれいに見えないのではないかと、ということについて問う。

答 景観を損ねたり、交差点付近や乗入口などの視界の妨げになることがある。雑草が茂る前に除草を実施するよう努めているが、日常的な維持管理には苦慮している。

問 街路の植樹帯に花を植えていただく事業を進めているが、花の植栽の徹底を図ることも、一つの選択肢ではないか問う。

答 お花おもてなし事業として、地域住民等が行う自発的な環境美化活動を支援し、草花を植栽し、環境美化意識の高揚を図るとともに、明るくきれいなまちづくりや、観光振興に寄与することを目的とする取組を進めている。今後も引き続き周知を行い、皆様の御協力を頂きたいと考えている。

問 もう一つの選択肢として、低木をなくしてはどうか。宿毛は大会でもないし、周囲を見渡せば山には緑が一杯。わざわざお金がかかることをやる必要はないという意見があるが、このような意見について所見を伺う。

答 低木の撤去は、既に一部の交差点周りで視線の障害となる街路樹の撤去を行っている。また、地域住民等が行う自発的な環境美化活動に対して支援を行うことで、市としても低木から草花の植栽への変更を推進している。

今後景観や安全面での調整を行いながら、低木の撤去を検討していく。低木には緩衝材、飛び出し防止などの役割もあり、そういったものを補完しながら、何とか撤去ができないか、現在、検討を進めている。

問 街路樹の今後の在り方について、空間の使い分けで地上部分は我々が利用し、緑は頭の上にあるようにして、高木の枝打ち、ツリーサークルやスツール(椅子)の設置をしてはと思うが、所見を伺う。

答 高木の周囲へのツリーサークルとスツールの設置の提案は、歩道幅員や安全性などの問題もあり、今後、低木の撤去と合わせて検討したい。

高木の枝打ちは、枝葉の状況を確認しながら、必要に応じて剪定を実施し、下の空間を脅かす枝葉が伸びないように管理をしていきたい。



山戸 寛 議員

PF1学校建設事業について

問 工事の進捗率と三月までの見通しについて問う。

答 合築校舎などの工事が二月末に完了し、三月に竣工検査と市による完成確認を行う。進捗率は八月末時点で十九%となっている。

問 このPF1事業の事業費は総計でいくらになるのか。

答 現在見積り徴収中のGI

GAスクールへの対応費用を除くと、当初の消費税を含めた契約金額四十二億九千四百九十二万一千六百三円から消費税改正及び杭基礎の変更により二億五千四百七十万円の増額となっている。

自伐型林業と地域おこし協力隊について

問 地域おこし協力隊の存在を市の林業戦略上どのように位置づけているのか問う。

答 協力隊員に自伐型林業を実践してもらう中で、山王の方々にも利益が還元できることを実感していただき、林業に対する意識や林業経営に対する意欲の向上など、林業全般の活性化に寄与するものと大変期待している。

問 現在、この協力隊の到達点ほどのレベルだと考えるか。

答 三年目を迎える隊員は二名いるが、既に森林所有者や林業関係者からの信頼を得、関係性も構築できており、技術的にも森林整備を請負える段階にあると考える。

問 協力隊での研修・実践を終えて、自伐型林業の実践者として自立した活動を展開しようとする時に、経済的に引き合い、成立するのかどうか。市としての試算を問う。

答 植樹後五十年ほどの人工林一ヘクタールを対象に三カ月の作業期間で、五十立方メートルの木材の販売価格が五十万円、各種補助金収入九十一万円、合計百四十一万円から必要経費七十七万円を引いた額、六十四万円程度になると試算している。

問 補助金にはどのようなものがあるのか。

答 作業道開設に対する補助が人工林一ヘクタールあたり三百メートル分で六十万円、間伐作業分で十六万円、機械レンタル分として十五万円、合計九十一万円となる。

問 必要経費はどの程度か。

答 作業道開設に使用する重機のレンタル代が三十万円、燃料代が十八万円、木材の運搬費用十五万円、販売手数料が十万円、山主への支払いが販売金額の一割程度として四万

円、合計七十七万円となっている。

問 林業の問題は、森林組合等の大規模林業開発の例も含めて、多種多様である。市の森林政策を推進していく市長の見解を問う。

答 本市林業を成長産業として確立していくことを目標に、自伐林家が行う小規模林業と大規模集約型の林業が、お互いに補完し合う形で発展できるように、林業施策を推進したい。



松浦 英夫 議員

オスプレイの配備計画について

問 宿毛市が国に陳情する場合には、地元選出の代議士が同行するのは至極普通のことである。なぜ、選挙区の違う中谷元防衛大臣が同行し、地元高知二区選出の広田一氏等が参加していなかったのか。

答 これまでもご案内したことがないので参加していない。

問 中谷氏は、元防衛大臣という肩書があるので事前に市長と打ち合わせの上で、市長の代わりに防衛大臣に直談判させたのではないかと。また、今回の発言について、どのように受け止めているのか、オスプレイの配備について必要であると考えられるのか。

答 中谷氏の発言は一国会議員としての立場での発言でありコメントすべきではない。オスプレイの配備は全く計画がない。

問 宿毛市としての公式な陳情の場における発言である。市長の思いと真逆な発言について抗議なり、撤回を求めるべきでなかったか。

答 検討もしていない問題であるので賛同もしなければ抗議もしなかった。

問 基地誘致の陳情は、経費の無駄遣いではないか。陳情しなくても、国が必要と考えた場合、なりふり構いなく基地建設に向けて邁進してくる。企業誘致の取組と全く違う。

答 自衛隊の誘致は、企業誘致とは手法は違うが目的は同じであり、無駄な経費とは考えていない。

コロナウイルス対策について

問 現在の感染状況について市長としてどのような認識であるのか問う。

答 全国的な感染状況は落ち着きが見られないが、本市では幸いにも落ち着いたと考える。

問 感染拡大の収拾のめどが立っていない中でGOTOキャンペーンである。どのように考えるか認識を問う。

答 感染拡大防止対策を徹底しながら、本市への人の流れを作り、地域経済を回復させていく必要がある。

学校におけるコロナウイルス対策について

問 学校の休校による授業時間の確保についての取組を問う。

答 一斉休校により、二十四

日間程度授業日が不足することになるが、夏休みの短縮や学校行事の見直し等により不足する二十四日については確保している。

問 学校現場や教育委員会での混乱している諸悪の根源は、安倍総理による全国の教育現場に何一つ相談もないまま休校要請が突然なされたことにある。総理大臣に休校を決める権限も要請する権限もない。総理による休校要請について、どんな法的根拠や権限に基づくものと考えているのか問う。

答 学校の休業決定は市町村教育委員会にある。文部科学省からの休業要請を受けて、臨時の委員会を開催して決定した。



今城 隆 議員

オスプレイ誘致問題について

問 市長、議長らが防衛省に自衛隊誘致の陳情の際、中谷元防衛大臣と中西参議院議員が河野防衛大臣に、オスプレイを宿毛で受け入れられると進言したという。これは誰の要求か。

答 中谷衆議院議員の発言だ。

問 要望書提出者の市長、議長、商工会会頭は、オスプレイを受け入れられるとして自衛隊誘致を求めたのではないのか。

答 何が来るか決まっていない状況で、いい悪いという話ではない。色々な可能性を模索し、自衛隊誘致に取り組んでいる。何もオスプレイに限ったことではない。

問 答弁から、オスプレイも自衛隊誘致の選択肢に入ると私は捉えた。オスプレイが宿毛に配備されたらどんな任務を負い、どんな訓練を行うのか。

答 十七機を佐賀空港に配備する方針で、防衛省からそれに対して変わった話は聞いていない。本市への配備計画は当然ない。

問 オスプレイの佐賀空港配

備の目的は、海上上陸作戦などを行う佐世保の水陸機動団と一体で運用し、南西諸島防衛にあたるという。防衛省は、暫定配備の木更津市に対して、低空飛行訓練及び夜間飛行訓練を行い、十七機そろえば一日十五回の離着陸をすると回答している。これが来れば、宿毛市民にどのような影響を与えると考えるか。

答 検討していないので、現在答えるものを自分は持っていない。

問 佐賀など各地の反対運動は、低空飛行による騒音、落下物、墜落の危険を訴えるものだ。宿毛でも住民から二千筆あまりの反対署名が寄せられている。これをどう思うか。

答 提出いただいた方々の意見を聞かさせていただきたいと思っっている。

問 補正予算の水陸両用機活用可能性調査費は、自衛隊機の活用可能性調査か。

答 宿毛湾への観光誘致ですつと温めてきた事業だ。民間の遊覧飛行艇である。自衛隊とどういった関係があるかは

分からないが、全く関係がないと思っっている。

問 十分な論議や住民合意がない以上、市がオスプレイ誘致を進めることはないかと約束できるか。

答 住民の意見を聞くことは重要だ。限られた時間で議論を進めるため、どうすれば多くの意見を聞くことができるか提案いただき、一緒に取り組みたい。

市庁舎高台造成工事について

問 高台造成工事の完了時期を聞く。

答 工期の十二月二十八日、予定どおりに完成するだろう。

問 一億二千万円の増額変更契約は、県設計変更ガイドラインに基づいたものか。

答 一書類の作成が不足しているが、ガイドラインに沿って設計変更を行っている。



川村 三千代 議員

学校におけるデジタル教育について

問 被害者にも加害者にも成り得るインターネット社会において本市の現状と情報モラル教育について問う。

答 スマートフォン普及率は小学校五・六年生で約三十九%、中学生で約七十%である。大変便利なツールである反面、トラブルに巻き込まれる可能性もあるため、青少年育成センターが各学校で情報モラル教室を開催しSNSに関する正しい知識、情報を与えている。また、中学生に対しては自らを律し主体的にルールを守る取り組みを継続して行っている。学校、生徒、保護者間の合意、環境整備が必要であり、幡多六市町村の関係機関とも協議し時代に即した新たなルールづくりについても協議を行っている。

自衛隊誘致の取組について

問 これまでの自衛隊誘致要望活動について問う。

答 本市は従前より議会と一体となって誘致活動に取り組んでいる。定期的に防衛省や呉地方総監部に要望活動を行っており、平成三十年六月市議会の自衛隊誘致促進に関する決議が議決されて以後も、市議会、商工会議所が三者一体となって活動を続けている。新港が利用可能となった平成十一年以降、五十隻以上の自衛艦船が入港し、経済活性化はもちろん、連携した防災訓練により、市民の防災意識の向上、防災力の強化にもつながるものと考えて活動している。

問 平成三十年の西日本豪雨の際、自衛隊はどのような活動をを行ったのか。

答 豪雨のため職員も参集できないその日の朝、高知駐屯地より連絡員が到着し午後には総合運動公園を拠点として活動が開始された。山間部の集落の安否確認、土砂、倒木、がれきの撤去等、円滑な連携

のもと適確、迅速に早期の復旧活動が行われた。大月町での行方不明者の捜索活動をはじめ孤立者の救助、給水支援、道路復旧など県内外から赴いた自衛隊の災害対処活動が実施され、応急復旧に多大な貢献を果たされた。災害発生時、自治体のみでの対応策には限界があり、人命救助の観点からも自衛隊の活動は非常に意義のあることであり、本市の災害派遣においてその活動を間近で直接体感し本心に力強く頼もしく思えた。今後も情報収集、提供に努め、市民の皆様にも真実を知っていただけるよう議員の皆様方のご協力ご理解を頂く中で広く要望活動を展開していきたい。



川田 栄子 議員

GIGAスクール構想について

問 GIGAスクール構想について概要と本市の取組の

ケジュールについて問う。

答 多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を持続的に実現させることを目的とした文部科学省計画の全体像である。

本市のスケジュールでは児童生徒一人一台端末が納入され、高速大容量の校内通信ネットワーク整備も今年度中に事業が完了し、各小中学校に新たな通信ネットワークが構築される。

問 端末を使ってどういう授業をするか問う。

答 無線ネットワーク環境を利用したオンライン授業や電子黒板、デジタル教科書等、他のICT機器との併用による授業展開等を想定している。

問 ICT教育推進のためには機械の使い方やWiFiに対応のみならずICT時代に対応した授業設定や実践教育の在り方やICT教育の良さを実証して、その良さを理解できなければ全体の流れは変わらない。ICT対応できる先生の育成について問う。

答 教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実が重要課題であると考える。文部科学省においても教職課程においてICT活用した指導方法が必須化するなどの措置が取られ、教育委員会としても関係機関と連携、協議、検討したい。

問 GIGAスクール構想は長期休校に対する対策となっており、緊急時には持ち帰って自宅学習ができるのか問う。

答 調査結果では家庭通信環境が約20%整っていないことから基本的には学校内での使用を考えている。臨時休業のケースが起きた場合の検討・研究はしたい。

ファミリーサポートセンター事業について

できた。ファミリーサポート事業を待っている市民も多い。この制度に対する考えを聞く。

答 働きながら安心して子育てできる支援や保護者が前向きに育児を行え、リフレッシュできる体制を整える事は非常に重要と感じている。

問 一時預かりのニーズは高いものがあると思う。ファミリーサポートと連動して子育て支援できる状態を作ることについて聞く。

答 子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で当事者の視点に立った子育て支援に努める。



寺田 公一 議員

スポーツ振興と体育施設の維持管理について

問 自転車イベント開催の参加者と経済効果の市としての総括を聞く。

答 すくもチリリンまぶくライドは、二日間で百五十六名の申し込みをいただき、二日間にわたる参加者が三十五名だった。多くの参加者が宿泊や飲食店を利用するなど一定の経済効果はあったと考えられる。また、有名ユーチューバーやインスタグラマーの方々の参加もあり、積極的に宿毛市の情報を発信していただいた事により、多くの方にSNSなどで宿毛市を知っていたなど効果的なPRができたと考えている。

問 今回、十数年前に遊歩道として整備したコースをマウンテンバイクコースとして再整備したが、遊歩道との兼ね合いについて聞く。

答 マウンテンバイクコースは、利用頻度の少なかった遊歩道を遊休資産の活用と本市の強みである森林資源を生かした形で整備を進めているところであり、今後三年間をかけて整備を進めていく。

全コースが完成するまでは、利用料金は無料とし多くの方々に気軽に利用してもらいたい。今後は自転車の利用状況も踏まえつつ検討していくが、責任がしっかりとれるような形で運営していきたい。

問 市民体育館は、建築から二十年しかたっていないが、アリーナの壁など問題がある。特にトレーニング室は今回コロナ対策として改修が予定されているが、トレーニング器具も古く使用に耐えないものも多々ある。ベンチプレス台などの更新も含めて聞く。

答 新型コロナウイルス対策として、施設入り口や受付、トレーニング室などに、消毒液を設置しているが、注意喚起の張り紙や消毒液の設置数など改善点はある。施設内の点検を改めて行い、安全性や衛生面など、優先順位をつけて対応していきたい。

トレーニング機器については、スポーツ施設全体を維持管理していく上から、優先順位をつけざるを得ないが、必要なものは、市長部局にお願いしていく。

問 和田体育館の卓球場は、幡多郡内でも数少ない常設の卓球場だが、料金設定が高すぎ

て利用しづらいと聞く。利用料金について、見直しをかける事により、利用増や市民の健康増進を推進すべきではないか。

答 卓球室の利用は、四万十市の会員制料金と比較すると高いと感じている。会員制は、料金以外にも申請手続きの簡素化や運動習慣の定着などの効果も考えられるが、他の体育施設、あるいは種目とのバランスがあるので、今後、他のスポーツも含めて十分検討していく。



岡崎 利久 議員

沖の島学校給食センターについて

問 沖の島学校給食センターは、いつ建てられて、何年が経過しているのか問う。

答 沖の島学校給食センターは、沖の島小中学校に併設されて

おり、昭和五十二年三月の建設から約四十三年が経過している。

問 築四十三年が経過して老朽化が激しい施設である。衛生面について問う。

答 四十年以上経過した建築物の老朽化は避けられず、壁や床、天井も補修が必要な状況である。調理場内の壁や床は、給食センターとして本年七月に現地視察し現場の職員と協議を行う中で、改善箇所を把握し優先順位を基に、順次改善を図っている。なお、壁等の補修には、学校ということから、補修内容や工事の時間帯、施工方法、衛生管理上からも、簡単に行うことが難しい面があり、慎重に検討を行っている。調理工程については、学校給食衛生管理基準に基づき、調理職員が十二分に気をつけ、栄養教諭の下、Wチェックを行って、日々、安心安全な給食の提供に取り組んでいる。

問 調理師が、病気等で急に休むことがあった場合の対応について問う。

答 現在、沖の島学校給食センター所属の調理師は一名。

事前に休暇取得する場合は、調理経験を持つ沖の島在住の方に、日々雇用で代理調理をお願いしている。代理の方の都合がつかない場合は、栄養教諭に調理を要請している。本年度は栄養教諭が二回の調理を行った。病気や体調不良により、急に休暇が必要となった場合の調理業務は、栄養教諭にお願いしている。

問 今後、調理師の人数を増やす予定について問う。

答 正規の調理師が二名体制というのが理想であるが、現状、そういう形で対応させていたについては、その増員の問題も十分協議をする中で、検討してまいりたい。

宿毛市学校給食センターについて

問 高台に建設することにより、どのような防災機能を持たすのか問う。

答 全国的に学校給食施設への防災機能を付加した例は多くない。松田川小学校の敷地は、地区住民の避難地に指定され

ていて、発災時には、多くの住民が避難をしてくることが想定される。避難者等を考慮した給食施設の計画を行うべきであると考えている。

問 給食センターに炊き出しを作るスペースを用意するべきと考えるがその事について問う。

答 職員や調理師が、新たな施設に出勤できない場合、一般の方々が施設の機能を利用して炊き出し等を行えるスペースを設けることは、大変有意義なことだと考えている。

委員会決議

今定例会に提案された議案第十五号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」の予算決算常任委員会での審査に際し、寺田公一委員より、次のとおり附帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。

◎議案第十五号に対する附帯決議

本議案中、第二款総務費、第一項総務管理費、二十四目庁舎建設費、十四節工事請負

費「新庁舎建設工事費」二十六億三百四十八万円については、予算執行の前に次の点に留意し、本市議会に対して提示することを求める。

- 一 本会議場は、宿毛市政の最高決定機関の議論の場であり神聖な場所であることを十分考慮して設計施工をすること。
- 二 議員全員が均等に視界の確保ができるよう、配慮すること。

同じく、松浦英夫委員より次のとおり附帯決議案が提出され、全会一致で可決されました。

◎議案第十五号に対する附帯決議

本議案中、第六款商工費、第一項商工費、五目観光費、十四節工事請負費「笹平公衆便所建設工事費」七百九十九万七千円については、予算執行の前に次の点に留意し、本市議会に対して提示することを求める。

- 一 建設にあたっては男女別々のトイレ機能を持たせた改築とするよう強く求める。



意見書

議員より提出された次の意見書二件を原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。

◎意見書案第一号 公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書

文部科学省が平成二十八年度に実施した「教員の勤務実態」における一日当たりの学内勤務時間は小学校教諭では十一時間十五分、中学校教諭では十一時間三十二分となっており、これは、所定の労働時間である七時間四十五分を大幅に上回っている。平成十八年の前回調査と比べて、平日で小学校は四十三分、中学校は三十二分増加している。

また、文部科学省の「平成三十年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、教職員の精神疾患による病气休職者は五千二百二十一人（全教職員の数〇・五七％）であり、平成十九年度以降五千人前後で推移している。

教職員の長時間労働は看過できない深刻な状況となっているが、それは教員の心身の疲弊の問題だけではない。子

どもと向き合う時間が十分でなく、授業準備にゆとりがないなどの状況は、子どもたちに対する教育の質の保証の問題に直結している。

このような状況の中で、文部科学省が休日の部活動の段階的な地域移行を打ち出すなど、長時間労働解消のための取り組みが新たに提起されている。

高知県においては、第三期高知県教育振興基本計画において、時間外在校等時間の上限時間である月四十五時間以内、年三百六十時間以内を遵守してきた教員の割合が令和五年度末に一〇〇％になるよう目標設定がされた。基本計画の目標達成をより効率的に働き方改革、学校づくりと結びつけながら達成していくためには、現場教職員の意見が反映されることが重要である。教育行政と現場教職員が十分な意思疎通を図りながら具体的な実施内容に早急に取り組んでいく必要がある。

ついては、県・県教育委員会において、次の点を実行するよう求める。

一 「教育の質の保証」の観点から、長時間労働解消の取り組みを迅速に進めること。

二 教職員の要望や悩みなどを具体的な実施内容に反映

させていくこと。

三 学校や教職員に対して単に上限の目安時間の遵守を求めることにならないよう配慮すること。

◎意見書案第二号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和三年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

一 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確

保すること。

二 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

三 令和二年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

四 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

五 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来を

もって確実に終了すること。

臨時会の概要

令和二年第三回臨時会が八月四日に開催され、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策として一千三十三万一千円、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内の漁業者を支援する「漁場料支援給付金事業」として二千八百七十七万一千円、国民一人当たり十万円を支給する特別定額給付金の対象とならなかった四月二十八日以降に生まれた赤ちゃんに対して十万円を支給する「子育て応援臨時給付金」として九百万円、「宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業補助金」として三千万円など新型コロナウイルス感染症対策費を計上した「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」と市内小中学校の児童生徒に一人一台の学習用端末整備をするにあたり、予定価格が二千万円を超える財産の取得とすることから議会の議決を求める「財産の取得について」が審議され、全会一致で可決されました。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件等を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
陳情第9号	○	×	×	×	×		×	×	×	×	議長	×	×	×	不採択

【○：採択 ×：不採択】

● 議会用語 Q & A

Q 附帯決議とは。

A 議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいいます。

もとより、表決の効果が後に生じる事実左右されはならないので、表決に条件を付けることができない(会議規則69条)ものであり、附帯決議は、議会の要望として、長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有するものではありません。

附帯決議は、委員会で決定し、委員長報告の中で報告されるものと、本会議において決議案を決議し議決するものの二通りがあります。



★ 会議録の閲覧を ★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〈 編集後記 〉

新型コロナウイルスの世界的大流行が続く中で、どのように生命と生活の安定を維持していくのか、個人や集団としてのあり方が問われると共に、その基盤となる国家、社会の体制が試されています。

今議会においても、新型コロナウイルス感染症対策として様々な事業が提案され予算化がなされていますが、その中でも特筆すべきものとして、マイナンバーカードという情報ツールと地域振興券とを結びつけた事業があります。

マイナンバーカードを取得した市民一万四千人を対象に一律一円振興券を発行するよう一億四千万円の予算が計上されています。

国民総背番号制の持つメリット・デメリットについては意見の分かれるところですが、行政サービスの効率化や情報化社会の構築に向けた取り組みと落ち込んだ地域経済の活性化について、バランスの取れた広範囲な取り組みが不可欠となっています。

〈 編集委員 〉

- 山戸 寛
- 今城 隆
- 三木 健正
- 山上 庄一
- 岡崎 利久